

2020年5月7日

緊急事態宣言延長に伴う対応について

5月4日に発令されました「緊急事態宣言延長」に伴い、5月31日まで引き続き以下の対応を実施いたします。

1. 業務内容に応じ、原則として在宅勤務とします。
2. 不要不急の外出・出張を禁止します。
3. 在宅勤務者を含む全従業員の体調把握に努めます。

関係各位には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上